

## 船舶事故調査報告書

平成24年1月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年11月14日（日） 14時40分ごろ
発生場所	熊本県天草市牛島北西端沖 天草市牛深町所在の砂月港出の串防波堤灯台から真方位094°600m付近 （概位 北緯32°10.75′ 東経130°02.48′）
事故調査の経過	平成23年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二かづ丸、12トン KM2-4024（漁船登録番号）、個人所有 14.97m (Lr) × 3.90m × 1.39m、FRP ディーゼル機関、405kW（漁船法馬力数）、平成5年11月27日 B モーターボート 晴丸、5トン未満 293-15607熊本、個人所有 3.69m (Lr) × 1.25m × 0.45m、FRP ガソリン機関（船外機）、11kW、昭和58年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年10月30日 免許証交付日 平成22年6月1日 （平成27年12月13日まで有効） B 船長B 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年3月18日 免許証交付日 平成22年11月26日 （平成28年9月4日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 1人（船長B 頭部、頸部及び腰背部打撲等）
損傷	A 左舷船首外板に擦過傷 B 船尾外板に亀裂、マストに損傷、バッテリーなどが濡損
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗船し、鹿児島県阿久根市西方沖でのふぐ漁を終えて天草市牛深港へ向けて帰途につき、船長Aが、操舵室中央に立って手動操舵に当たり、牛島南西岸と天草市下須島との間を約12ノ

	<p>ット (kn) の速力で北西進した。</p> <p>船長Aは、牛島北西端の南方に差し掛かったとき、牛島北西端と下須島枇杷首との間の中央付近にある浅瀬を示す標識（赤色のボンデン）（以下「本件標識」という。）を左舷船首方に視認したのち、本件標識と牛島北西端との間の水路を航行することにし、水深が深い牛島北西端寄りを航行するために右舷側にある同北西端付近の浅瀬に目を向けたので、右舷船首方のB船に気付かずに右転を始めた。</p> <p>船長Aは、牛島北西端の浅瀬を注意深く確認しながら同浅瀬から約10m隔てたところを通過し、舵を徐々に中央に戻しながら前方を見たとき、船首方至近にB船のマストなどを視認して右舵をとったが、平成22年11月14日14時40分ごろA船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗船し、下須島東岸の定係地を発進して牛島東方沖の釣り場に向かい、船長Bが、船尾部右舷側で左舷方を向いて腰を掛け、船外機を操作しながら約3knの速力で牛島北西端と本件標識との間に向けて北東進した。</p> <p>船長Bは、左舷船首方から知人の漁船が左舷を対して通過していたので、同漁船に注意しながら本件標識の東方約10mのところを通過し、その後、左舷方を向いて前方及び左舷側の見張りを行っていたので、B船の右舷後方から右転しながら接近するA船に気付かずに北東進した。</p> <p>船長Bは、牛島北西端付近に差し掛かったとき、後方から機関音が聞こえたことでA船の接近に気付いたが、14時40分ごろB船の右舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、A船の船首部が身体に接触して転倒した際に負傷した。</p> <p>B船は、A船にえい航されて定係地に戻り、船長Bが病院へ搬送された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 満潮時</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>海図W1241（牛深港）によれば、牛島北西端と下須島枇杷首との間の水路幅は、約120mであるが、水路の中央付近に危険な暗岩が存在しており、同暗岩と牛島北西端との間の水路幅は、約60mとなっている。</p> <p>A船は、約12knの速力で航行していたので、船首方に水平線を視認することができた。</p> <p>A船の甲板員は、船首部で船尾方を向いて水揚げの準備をしていたので、B船には気付かなかった。</p> <p>B船は、操舵室がなく、船尾部に船外機を備えていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、牛島と下須島枇杷首との間を北西進中、船長Aが、牛島北西端寄りを航行しようとして右転する際、右舷側にある牛島北西端の浅瀬に注意を向け、右舷船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、右舷船首方のB船に気付か</p>

		<p>ずに右転し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、牛島と下須島枇杷首との間を北東進中、船長Bが、左舷方を向いて見張りを行っていたことから、右舷後方から右転しながら接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、牛島と下須島枇杷首との間の水路において、A船が北西進中、B船が北東進中、船長Aが、牛島北西端寄りを航行しようとして右転する際、右舷側にある牛島北西端の浅瀬に注意を向け、右舷船首方の適切な見張りを行っていなかったため、右舷船首方のB船に気付かずに右転し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転舵する場合には、周囲の見張りを行い、転舵する側に他船がないことを確認すること。</li> </ul>	